

- 二 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力並びに生体認証符号等の使用

三 電子情報処理組織を使用する方法により处分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等が定めるところにより行う届出（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第十一条 法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があるものと行政機関等を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録された事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。
(電磁的記録による作成等)

第十二条 行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合においては、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録された事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。
(電磁的記録による作成等)

第十三条 法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより、第四条第一項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であつて同条第三項各号のいずれかに該当するものとともに送信する措置

二 識別番号及び暗証番号を第四条第一項の電子計算機から入力する措置（同条第四項の規定が適用される場合に限る。）

三 識別番号及び暗証番号を第四条第一項の電子計算機から入力し、並びに同項の電子計算

四 前各号に掲げるもののほか、行政機関等が機において設定した生体認証符号等を使用する措置（同条第五項の規定が適用される場合に限る。）

2 定める措置

法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、第八条第一項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置又は第八条第一項ただし書に規定する措置とする。

3 法第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、第十二条の規定により作成等が行われた情報に電子署名を行い、その情報に当該電子署名に係る電子証明書であつて国土交通大臣が告示で定めるものを添付する措置とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月一八日国土交通省令第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
(経過措置)

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則（平成二七年一二月九日国土交通省令第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

附 則（令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに

行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。